

春日井市告示第 29 号

平成29年第 1 回春日井市議会定例会において議決を経た平成28年度春日井市一般会計補正予算ほか 1 件の補正予算及び平成29年度春日井市一般会計予算ほか12 件の予算の要領は、次のとおりである。

平成29年 3 月27日

春日井市長 伊 藤 太

## 平成29年度春日井市一般会計予算

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ96,600,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

### (地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

### (一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000,000千円と定める。

### (歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		51,310,000
	1 市 民 税	22,253,000
	2 固 定 資 産 税	20,792,000
	3 軽 自 動 車 税	496,000
	4 市 た ば こ 税	1,868,000
	5 事 業 所 税	1,812,000
	6 都 市 計 画 税	4,089,000
2 地 方 譲 与 税		659,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	190,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	465,000
	3 航 空 機 燃 料 譲 与 税	4,000
3 利 子 割 交 付 金		70,000
	1 利 子 割 交 付 金	70,000
4 配 当 割 交 付 金		335,000
	1 配 当 割 交 付 金	335,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		340,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	340,000

款	項	金額
6 地方消費税交付金		5,200,000
	1 地方消費税交付金	5,200,000
7 ゴルフ場利用税交付金		47,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	47,000
8 自動車取得税交付金		416,000
	1 自動車取得税交付金	416,000
9 国有提供施設等所在 市町村助成交付金		141,000
	1 国有提供施設等所在 市町村助成交付金	141,000
10 地方特例交付金		228,000
	1 地方特例交付金	228,000
11 地方交付税		1,100,000
	1 地方交付税	1,100,000
12 交通安全対策特別交付金		60,000
	1 交通安全対策特別交付金	60,000
13 分担金及び負担金		1,518,067
	1 負担金	1,518,067
14 使用料及び手数料		1,487,404
	1 使用料	730,532
	2 手数料	756,872

款	項	金額
15 国庫支出金		13,659,170
	1 国庫負担金	12,099,540
	2 国庫補助金	1,492,006
	3 国庫委託金	67,624
16 県支出金		6,165,944
	1 県負担金	3,899,700
	2 県補助金	1,783,384
	3 県委託金	482,860
17 財産収入		237,173
	1 財産運用収入	104,932
	2 財産売却収入	132,241
18 寄附金		403,000
	1 寄附金	403,000
19 繰入金		1,091,821
	1 繰入金	1,091,821
20 繰越金		1
	1 繰越金	1
21 諸収入		4,014,720
	1 延滞金、加算金及び過料	29,001
	2 市預金利子	554

款	項	金額
	3 貸付金元利収入	949,936
	4 受託事業収入	6,976
	5 雑収入	3,028,253
22 市債		8,116,700
	1 市債	8,116,700
歳入合計		96,600,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議 会 費		457,435
	1 議 会 費	457,435
2 総 務 費		12,095,912
	1 総 務 管 理 費	10,623,118
	2 徴 税 費	866,874
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	512,976
	4 選 挙 費	3,138
	5 統 計 調 査 費	22,550
	6 監 査 委 員 費	67,256
3 民 生 費		41,083,816
	1 社 会 福 祉 費	20,695,128
	2 児 童 福 祉 費	14,614,211
	3 生 活 保 護 費	5,771,477
	4 災 害 救 助 費	3,000
4 衛 生 費		10,232,251
	1 保 健 衛 生 費	4,788,989
	2 環 境 対 策 費	394,219
	3 清 掃 費	4,835,945
	4 上 水 道 費	213,098

款	項	金額
5 労働費		166,754
	1 労働費	166,754
6 農林水産業費		353,568
	1 農業費	353,005
	2 林業費	563
7 商工費		1,690,240
	1 商工費	1,690,240
8 土木費		10,823,557
	1 土木管理費	301,332
	2 道路橋りょう費	2,090,099
	3 河川費	847,771
	4 都市計画費	7,171,076
	5 住宅費	413,279
9 消防費		2,547,907
	1 消防費	2,547,907
10 教育費		9,001,695
	1 教育総務費	1,042,827
	2 小学校費	1,734,493
	3 中学校費	909,600
	4 社会教育費	2,555,312



款	項	金額
	5 学 校 給 食 費	2,759,463
11 公 債 費		8,096,865
	1 公 債 費	8,096,865
12 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		96,600,000

第 2 表 継 続 費

(単位：千円)

款	項	事 業 名	総 額	年度	年 割 額
土 木 費	河 川 費	勝 川 駅 南 公 園 雨 水 調 整 池 整 備	443,700	29	116,600
				30	327,100

### 第 3 表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的		限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
総務債	庁舎等整備事業	206,900	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。 ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。
	土地開発公社経営健全化事業	1,102,500			
民生債	社会福祉施設整備事業	196,400			
	児童福祉施設整備事業	90,100			
衛生債	保健衛生施設整備事業	68,200			
	環境対策施設整備事業	21,300			
	清掃施設整備事業	677,300			
労働債	勤労者厚生施設整備事業	32,800			
農林債	農業施設等整備事業	76,000			
土木債	道路橋りょう整備事業	629,800			
	河川整備事業	484,700			
	都市計画事業	1,544,200			
	住宅施設整備事業	97,700			
消防債	消防施設整備事業	123,800			
教育債	義務教育施設整備事業	339,500			
	社会教育施設整備事業	114,600			
	社会体育施設整備事業	207,000			
	学校給食施設整備事業	103,900			
臨時財政対策債	臨時財政対策	2,000,000			

## 平成29年度春日井市公共用地先行取得事業特別会計予算

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ246,094千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 諸 収 入		31
	1 基 金 預 金 利 子	31
2 繰 入 金		246,063
	1 繰 入 金	246,063
歳 入 合 計		246,094

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公 債 費		246,094
	1 公 債 費	246,094
歳 出 合 計		246,094

## 平成29年度春日井市国民健康保険事業特別会計予算

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ35,544,261千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		8,241,615
	1 国民健康保険税	8,241,615
2 国庫支出金		6,174,859
	1 国庫負担金	5,821,797
	2 国庫補助金	353,062
3 療養給付費等交付金		346,129
	1 療養給付費等交付金	346,129
4 前期高齢者交付金		8,401,739
	1 前期高齢者交付金	8,401,739
5 県支出金		1,698,435
	1 県負担金	249,543
	2 県補助金	1,448,892
6 共同事業交付金		7,746,604
	1 共同事業交付金	7,746,604
7 繰入金		2,875,270
	1 繰入金	2,875,270
8 諸収入		59,610
	1 雑収入	59,610
歳入合計		35,544,261

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		86,338
	1 総務管理費	86,338
2 保険給付費		21,299,181
	1 療養諸費	21,299,181
3 後期高齢者医療支援金		4,409,470
	1 後期高齢者医療支援金	4,409,470
4 前期高齢者納付金		14,846
	1 前期高齢者納付金	14,846
5 老人保健拠出金		241
	1 老人保健拠出金	241
6 介護納付金		1,573,000
	1 介護納付金	1,573,000
7 共同事業拠出金		7,826,842
	1 共同事業拠出金	7,826,842
8 保健事業費		304,343
	1 保健事業費	75,928
	2 特定健康診査等事業費	228,415



款	項	金額
9 諸 支 出 金		30,000
	1 償還金及び還付加算金	30,000
歳 出 合 計		35,544,261

## 平成29年度春日井市後期高齢者医療事業特別会計予算

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,691,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		3,895,469
	1 後期高齢者医療保険料	3,895,469
2 繰 入 金		661,026
	1 一般会計繰入金	661,026
3 諸 収 入		134,605
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 償還金及び還付加算金	7,100
	3 受託事業収入	127,503
	4 雑 入	1
歳 入 合 計		4,691,100

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		183,228
	1 総務管理費	171,268
	2 徴収費	11,960
2 後期高齢者医療金 後広域高連合納付		4,500,772
	1 後期高齢者医療金 後広域高連合納付	4,500,772
3 諸支出金		7,100
	1 償還金及び還付加算金	7,100
歳出合計		4,691,100

## 平成29年度春日井市介護保険事業特別会計予算

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ18,982,370千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		4,783,925
	1 介 護 保 険 料	4,783,925
2 使 用 料 及 び 手 数 料		324
	1 手 数 料	324
3 国 庫 支 出 金		3,722,485
	1 国 庫 負 担 金	3,264,755
	2 国 庫 補 助 金	457,730
4 支 払 基 金 交 付 金		5,163,038
	1 支 払 基 金 交 付 金	5,163,038
5 県 支 出 金		2,656,673
	1 県 負 担 金	2,506,844
	2 県 補 助 金	149,829
6 繰 入 金		2,653,812
	1 一 般 会 計 繰 入 金	2,610,413
	2 基 金 繰 入 金	43,399
7 財 産 収 入		105
	1 財 産 運 用 収 入	105

款	項	金額
8 諸 收 入		2,008
	1 雜 入	2,008
歲 入 合 計		18,982,370

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		208,378
	1 総務管理費	27,303
	2 徴収費	9,912
	3 要介護認定費	171,163
2 保険給付費		17,759,049
	1 保険給付費	17,759,049
3 基金積立金		105
	1 基金積立金	105
4 地域支援事業費		1,007,683
	1 包括的支援等事業費	326,999
	2 介護予防・日常生活支援 総合事業費	680,684
5 諸支出金		7,155
	1 償還金	7,155
歳出合計		18,982,370



## 平成29年度春日井市介護サービス事業特別会計予算

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,519千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 サービス収入		98,687
	1 サービス収入	98,687
2 繰入金		1,336
	1 一般会計繰入金	1,336
3 諸収入		1,496
	1 雑収入	1,496
歳入合計		101,519

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 サービス事業費		101,519
	1 サービス事業費	101,519
歳出合計		101,519

## 平成29年度春日井市民家防音事業特別会計予算

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ32,661千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 県 支 出 金		14,350
	1 県 補 助 金	14,350
2 繰 入 金		18,311
	1 繰 入 金	18,311
歳 入 合 計		32,661

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 民 家 防 音 事 業 費		32,661
	1 民 家 防 音 事 業 費	32,661
歳 出 合 計		32,661

## 平成29年度春日井市大泉寺地区企業用地整備事業特別会計予算

### (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,975,064千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

### (継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

### (地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 企業用地売却収入		258,064
	1 企業用地売却収入	258,064
2 市 債		1,717,000
	1 市 債	1,717,000
歳 入 合 計		1,975,064

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		1,744
	1 総 務 管 理 費	1,744
2 事 業 費		1,973,320
	1 事 業 費	1,973,320
歳 出 合 計		1,975,064

第 2 表 繼 続 費

(単位：千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
事業費	事業費	大 泉 寺 地 区 企 業 用 地 整 備 事 業	1,011,800	29	386,820
				30	438,900
				31	186,080

### 第 3 表 地 方 債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
大 泉 寺 地 区 企 業 用 地 業 整 備 事 業	1,717,000	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。 ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。



## 平成29年度春日井市潮見坂平和公園事業特別会計予算

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ157,424千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		101,849
	1 使 用 料	92,094
	2 手 数 料	9,755
2 諸 収 入		479
	1 基 金 預 金 利 子	142
	2 雑 入	337
3 繰 入 金		55,096
	1 一 般 会 計 繰 入 金	19,842
	2 基 金 繰 入 金	35,254
歳 入 合 計		157,424

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		108,924
	1 総 務 管 理 費	108,924
2 墓 園 事 業 費		48,500
	1 墓 地 築 造 事 業 費	48,500
歳 出 合 計		157,424

## 平成29年度春日井市松河戸土地区画整理事業特別会計予算

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ277,326千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 土地売却収入		210,000
	1 土地売却収入	210,000
2 換地清算金		67,326
	1 清算徴収金	67,326
歳入合計		277,326

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		26,372
	1 総務管理費	26,372
2 事業費		2,200
	1 事業費	2,200
3 公債費		94,263
	1 公債費	94,263
4 換地清算金		67,309
	1 清算交付金	67,309
5 繰出金		87,182
	1 繰出金	87,182
歳出合計		277,326

## 平成29年度春日井市春日井市民病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度春日井市春日井市民病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	
一 般 病 床	552床
感 染 症 病 床	6床
(2) 年 間 患 者 数	
入 院 患 者 数	176,660人
外 来 患 者 数	329,400人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	
入 院 患 者 数	484人
外 来 患 者 数	1,350人
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
施 設 整 備 費	2千円
資 産 整 備 費	1,002,737千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

## 収 入

第1款 病院事業収益	16,531,985千円
第1項 医業収益	15,791,282千円
第2項 医業外収益	740,700千円
第3項 特別利益	3千円

## 支 出

第1款 病院事業費用	16,531,985千円
第1項 医業費用	15,944,659千円
第2項 医業外費用	587,323千円
第3項 特別損失	3千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,450,936千円は、過年度分損益勘定留保資金1,449,091千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,845千円で補填するものとする。）。

## 収 入

第1款 資本的収入	394,267千円
第1項 出 資 金	194,266千円
第2項 他会計貸付金返還金	200,000千円
第3項 その他資本的収入	1千円

## 支 出

第1款 資本的支出	1,845,203千円
第1項 建設改良費	1,002,739千円
第2項 償 還 金	777,063千円
第3項 投 資	65,401千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額をこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 8,448,755千円

(2) 交際費 200千円

(他会計からの補助金)

第8条 企業債に係る利子補給等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、404,541千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3,892,598千円と定める。



(重要な資産の取得)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
器 械 備 品	磁気共鳴画像診断装置	一 式
器 械 備 品	手術用照明器 (無影灯)	一 式
器 械 備 品	呼吸機能検査装置	一 式
器 械 備 品	血管超音波画像診断装置	一 式

## 平成29年度春日井市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度春日井市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 人 口	311,400人
(2) 給 水 栓 数	129,000栓
(3) 年 間 総 配 水 量	35,509,000m <sup>3</sup>
(4) 一 日 平 均 配 水 量	97,285m <sup>3</sup>
(5) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
高蔵寺中区・低区配水場更新事業	462,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	6,145,438千円
第1項 営業収益	5,101,764千円
第2項 営業外収益	1,043,672千円
第3項 特別利益	2千円

支 出

第1款 水道事業費用	5,348,485千円
第1項 営業費用	5,189,123千円
第2項 営業外費用	157,202千円

第3項 特別損失 2,160千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,512,506千円は、過年度分損益勘定留保資金952,766千円、当年度分損益勘定留保資金458,885千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額100,855千円で補填するものとする。）。

収入

第1款 資本的収入	345,320千円
第1項 負担金	7,045千円
第2項 固定資産売却代金	1千円
第3項 工事収入	138,273千円
第4項 分担金	1千円
第5項 他会計貸付金返還金	200,000千円

支出

第1款 資本的支出	1,857,826千円
第1項 建設改良費	1,552,499千円
第2項 企業債償還金	305,327千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 309,929千円

(他会計からの補助金)

第8条 児童手当に要する経費として一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,216千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、44,442千円と定める。

## 平成29年度春日井市公共下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成29年度春日井市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	71,280戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量	25,342,000m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	69,430m <sup>3</sup>
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
南 部 ポ ン プ 場 増 設 事 業	2,187,000千円
地 蔵 ヶ 池 公 園 調 整 池 整 備 事 業	746,400千円
出 川 地 区 管 渠 整 備 事 業	561,868千円
上 条 地 区 管 渠 整 備 事 業	430,818千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下 水 道 事 業 収 益	7,297,052千円
第1項 営 業 収 益	3,092,943千円
第2項 営 業 外 収 益	4,204,108千円
第3項 特 別 利 益	1千円

## 支 出

第1款 下水道事業費用	7,096,620千円
第1項 営業費用	6,125,664千円
第2項 営業外費用	970,308千円
第3項 特別損失	648千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,274,951千円は、当年度分損益勘定留保資金2,094,519千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額180,432千円で補填するものとする。）。

## 収 入

第1款 資本的収入	6,537,059千円
第1項 企業債	3,898,200千円
第2項 出資金	919,228千円
第3項 補助金	1,692,553千円
第4項 固定資産売却代金	4千円
第5項 負担金	27,074千円

## 支 出

第1款 資本的支出	8,812,010千円
第1項 建設改良費	4,788,706千円
第2項 企業債償還金	4,023,304千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共 下水道 事業	3,898,200	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の金融機関の資金については、その融資条件による。 ただし、財政の都合により据置期限及び償還期限を短縮若しくは繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 予定支出の各項の経費及び各項の間の経費

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 323,788千円

(他会計からの補助金)

第9条 公共下水道事業の運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,053,611千円である。